

新型コロナウイルス感染症対策融資のご案内

新型コロナウイルス感染症の経済的影響が長期化する中、国の第2次補正予算成立を受け、利子補給・信用保証料補助の対象となる「新型コロナウイルス感染症対応資金枠」の融資限度額を**4,000万円**に拡充します。※7月1日以降の保証申し込み受付分から適用

融資対象者

県内に事業所を有する中小企業者で、次の①～③のいずれかに該当し、市町村長の認定を受けた者

- ①売上高等が前年同期比で5%以上減少（セーフティネット保証5号）
- ②売上高等が前年同期比で15%以上減少（危機関連保証）
- ③売上高等が前年同期比で20%以上減少（セーフティネット保証4号）

融資条件

資金枠 ※併用可	新型コロナウイルス 感染症対応資金枠	県単独枠
融資限度額	4,000万円	4,000万円
融資期間 (据置期間)	設備資金・運転資金・併用 10年以内（5年以内）	設備資金・運転資金・併用 10年以内（5年以内）
融資利率	3年以内 年1.3% 3年超5年以内 年1.4% 5年超7年以内 年1.5% 7年超10年以内 年1.6%	3年以内 年1.3% 3年超5年以内 年1.4% 5年超7年以内 年1.5% 7年超10年以内 年1.6%
利子補給	3年間10/10補給（※）	なし
信用保証料率	0.85%	0.70%又は0.80%
信用保証料 の補助	10/10又は5/10補助（※）	なし
資金用途	経営の安定に必要な資金	
借換え	民間金融機関の信用保証付き融資を本制度へ借換え可能	

（※）「利子補給・保証料補助を受けられる条件」をご覧ください。

利子補給・信用保証料補助を受けられる条件

- ①個人事業主（小規模事業者）
 - 売上高等5%以上減少で、利子3年間10/10補給、保証料10/10補助
- ②個人事業主（①を除く）・法人
 - 売上高等5%以上15%未満減少で、保証料1/2補助 ※利子補給なし
 - 売上高等15%以上減少で、利子3年間10/10補給、保証料10/10補助

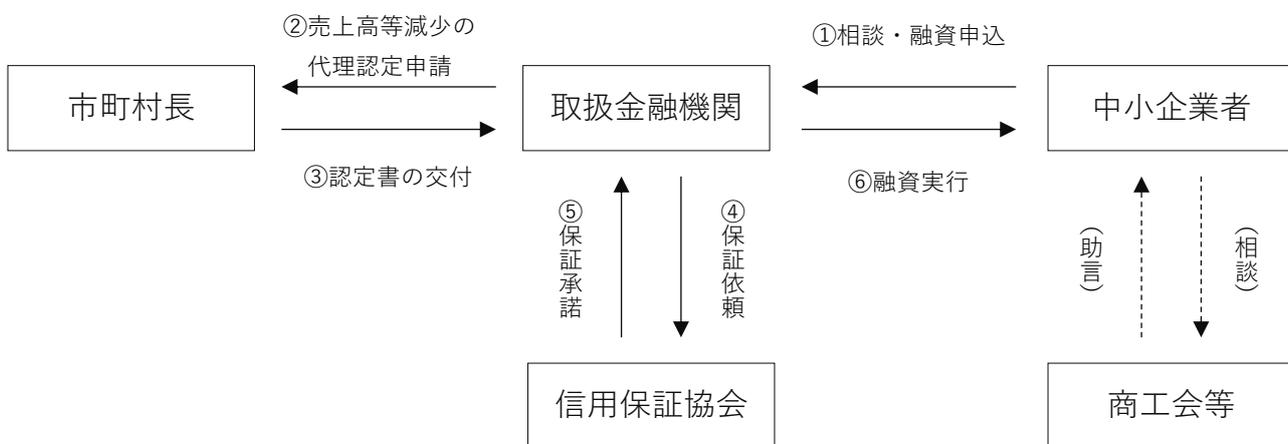
(小規模事業者の範囲)

業 種	常時使用する従業員数
ア 製造業, 建設業, 運輸業, その他 (イ～エを除く。)	20人以下
イ 卸売業	5人以下
ウ 小売業	5人以下
エ サービス業 (うち宿泊業・娯楽業)	5人以下 (20人以下)

融資の流れ

融資の申し込みは取扱金融機関へ

融資に当たっては、取扱金融機関及び信用保証協会の審査があり、市町村の認定を受けてもご希望に添えない場合があります。



取扱金融機関

常陽銀行・筑波銀行・足利銀行・武蔵野銀行・東邦銀行・千葉銀行・東日本銀行・栃木銀行・福島銀行・結城信用金庫・水戸信用金庫・佐原信用金庫・銚子信用金庫・烏山信用金庫・茨城県信用組合・横浜幸銀信用組合・ハナ信用組合・商工組合中央金庫・三菱UFJ銀行・みずほ銀行・りそな銀行・三井住友銀行

取扱期間

令和3年1月31日融資実行分まで (保証申込は令和2年12月31日受付分まで)

お問合せ先

茨城県産業戦略部産業政策課金融グループ

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

TEL : 029-301-3530

令和2年7月作成